厚生労働省告示第百六号

の規定に基づき、 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十九条第一項 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定

めるもの (平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号)の一部を次の表のように改正し、

平成三十年

四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 1 -

| $\overline{}$ |
|---------------|
| 傍線 |
| 部 |
| 分は |
| 改正 |
| 部分 |
| $\overline{}$ |

| とみなす。 | |
|----------------------------------|------------------------------------|
| 月三十一日までの間、平成二十九年四月一日以降の場合にあっては平 | 月三十一日までの間)は、前号の要件を満たしているものとみなす。 |
| 開設の日が平成二十七年四月一日前の場合にあっては平成二十八年三 | 開設の日が平成三十年四月一日以降の場合にあっては平成三十一年三 |
| ら起算して一年間(当該事業の開始の日又は当該障害児入所施設等の | ら起算して一年間(当該事業の開始の日又は当該障害児入所施設等の |
| 業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日か | 業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日か |
| であって、実務経験者であるものについては、当該障害児通所支援事 | であって、実務経験者であるものについては、当該障害児通所支援事 |
| 害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者 | 害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者 |
| 療機関(以下「障害児入所施設等」という。)において提供される障 | 療機関(以下「障害児入所施設等」という。) において提供される障 |
| 三 障害児通所支援事業所又は障害児入所施設若しくは指定発達支援医 | 三 障害児通所支援事業所又は障害児入所施設若しくは指定発達支援医 |
| 改正前 | 改正後 |
| (傍線部分は改正部分) | |